

質問内容	回答																																																
令和6年4月以降における各区ごとの3か月定着率(生活保護受給者・生活困窮者)	(※)区・支所ごとの定着率は集計しておりませんので、令和6年度(令和6年4月～令和6年12月)就職者の3か月定着数を回答します。 <table><tr><td></td><td>北</td><td>上京</td><td>左京</td><td>中京</td><td>東山</td><td>山科</td><td>下京</td><td>南</td><td>右京</td><td>西京</td><td>洛西</td><td>伏見</td><td>深草</td><td>醍醐</td><td>計</td></tr><tr><td>生活保護受給者</td><td>1</td><td>7</td><td>1</td><td>3</td><td>4</td><td>10</td><td>6</td><td>8</td><td>6</td><td>5</td><td>2</td><td>8</td><td>1</td><td>6</td><td>68</td></tr><tr><td>生活困窮者</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>5</td></tr></table>		北	上京	左京	中京	東山	山科	下京	南	右京	西京	洛西	伏見	深草	醍醐	計	生活保護受給者	1	7	1	3	4	10	6	8	6	5	2	8	1	6	68	生活困窮者	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	5
	北	上京	左京	中京	東山	山科	下京	南	右京	西京	洛西	伏見	深草	醍醐	計																																		
生活保護受給者	1	7	1	3	4	10	6	8	6	5	2	8	1	6	68																																		
生活困窮者	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	5																																		
令和5年度及び令和6年度の自立相談支援窓口での新規相談受付件数	○令和5年度:1, 133件 ○令和6年度:764件(令和6年12月末時点の速報値) (※)本庁課に配置している専任の生活困窮者自立相談支援員の受付件数																																																
令和6年度の住居確保給付金の新規相談件数及び申請件数	○新規相談件数:371件(令和6年12月末時点の速報値) ※住居確保給付金の相談窓口の受付件数 ○申請件数:105件(令和6年12月末時点)																																																
本事業における課題と考えているポイント	住居確保給付金の家賃補助について、相談・申請件数が減少している中、より効果的な就労支援をどのように行っていくか、また、令和7年度から新たに実施する住居確保給付金の転居費用について、支援が必要な方に迅速かつ適切に給付を行うための、関係機関との連携体制をどのように構築するかが、本事業における課題と考えております。																																																
参加者募集要項 2 予定価格の上限等について、事業ごとの上限額は定められていないとの理解でよいのか	各事業ごとに経費を見込んでおりますが、企画提案書の提出に当たって、事業ごとに切り分けていただく必要はありません。																																																
企画提案書等作成要領 3 企画提案書等の作成上の留意事項ウ(ウ)「イ 構成内容」の1についてはA4縦長片面2枚以内、2についてはA4縦長片面14枚以内、3～6については各項目A4縦長片面1枚以内に収まるように簡潔にまとめること。 とありますが、企画提案書(様式1)の枠の形式(幅や長さ)については、原則様式1のサイズを変えてはいけないとの理解でよいのか。(様式1のp3・6・10は除く)	企画提案書(様式1)について、枠の形式(幅や長さ)の変更等はできません。ご了承ください。																																																